

# 千手小学校PTA 自転車乗りのきまり

千手小学校校外生活委員会

自転車は便利で楽しい乗りものです。しかし、自分勝手な乗り方をするとおそろしい事故にあうことがあります。また、歩行者にけがを負わせることもあります。

きまりを守って、楽しく安全に乗るようにしましょう。

## 1 乗る前にすること

- ① 自転車の安全点検をする。
  - ◆点検の方法 ・目で見て、音を聞いて、さわって確かめる。
  - ・実際に乗って見て、ぐあいを確かめる。

令和4年10月1日より、自転車保険の加入が義務化されました。

## 2 乗る前に気をつけること

- ① 行き先や用事をよく考えて、安全な場所を通るようにする。
- ② 行き先や帰る予定時刻を家の人に知らせてから出発する。
- ③ 子どもだけで、夕方暗くなってから夜にかけて、自転車に乗らない。
- ④ 雨の日には乗らない。



## 3 乗っているときに守ること

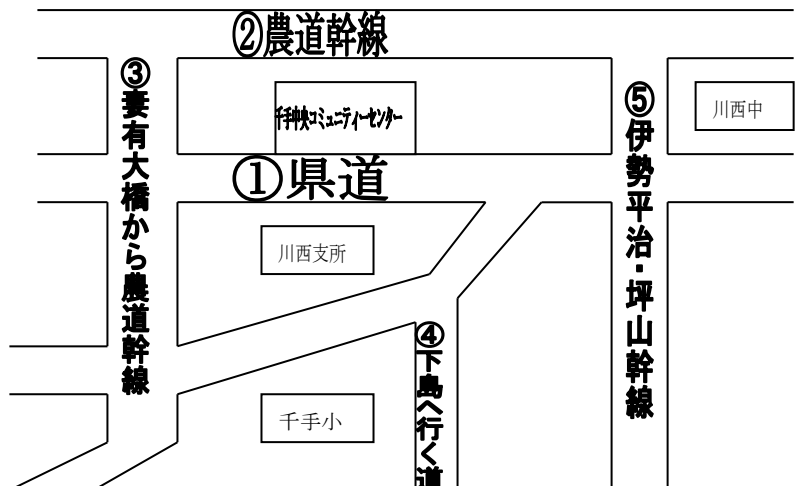
- ① 警察から出ている自転車安全利用五則を守る
- ② せまい道から広い道に出るときには、きちんと止まり、安全を確かめる。
- ③ スピードを出しすぎない。
- ④ 出発するときには、安全を確かめる。
- ⑤ 自転車に乗っているときは、よそ見をしない。また、急に方向を変えない。
- ⑥ 自転車のハンドルに手さげカバンなど荷物をかけない。
- ⑦ せまい道で大きな車に出あったら、自転車からおりて、道路のはしで待つ。
- ⑧ 子どもだけで、校区外に行かない。
- ⑨ ヘルメットをかならずかぶる。



## 4 乗ってはいけない道路

次の道路については、子どもだけの自転車乗りを禁止しています。

- ① 県道
- ② 農道幹線
- ③ 妻有大橋から農道幹線
- ④ 下島へ行く道
- ⑤ 伊勢平治・坪山幹線 (1~4年のみ)



# 自転車安全利用五則を守りましょう。



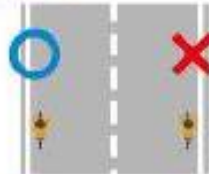
## ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。



## ② 車道は左側を通行

自転車は、道路の左端に寄って通行しなければなりません。



## ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。



## ④ 安全ルールを守る

### ■ 飲酒運転は禁止



### ■ 二人乗りは禁止



### ■ 並進は禁止



### ■ 夜間はライトを点灯



### ■ 信号を守る



### ■ 交差点での一時停止と安全確認



## ⑤ 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

